

# 「(次期) 千葉市こどもプラン」の策定について ～令和7年度以降の計画～

## (1) 子育て支援等に関する計画策定の実績

### ○平成17年度～平成21年度

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「千葉市次世代育成支援行動計画・前期計画」を策定

### ○平成22年度～平成26年度

前期計画の進捗状況や市民へのアンケート結果等を踏まえ、「千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画」を策定

### ○平成24年8月

「子ども・子育て支援法」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付け（次世代育成支援行動計画の策定が任意）

### ○平成27年度～平成31年度

「千葉市こどもプラン」を策定

### ○令和2年度～令和6年度

(現行) 「千葉市こどもプラン（第2期）」を策定

## (2) 次期計画の概要等（予定）

### ○概要

現行プラン（第2期）では、策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」のほか、「子ども・若者育成支援についての計画」、「ひとり親家庭自立促進計画」、「子どもの参画推進計画」を一体的なものとし、すべての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を体系的・総合的に定める計画として策定した。

次期プランについては、こども基本法の規定による「市町村こども計画」として位置づけるとともに、同法の制定を契機として、令和7年4月施行を目指し、現在、制定に向けて取り組んでいる「(仮称) 千葉市こども基本条例」の目的や基本理念等を踏まえたものとするため、これまでの内容に加え、子どもの権利の保障に関する施策や少子化対策等を盛り込むことを予定している。

### ○計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

### (3) 今後のスケジュール（予定）

令和 6年10月頃 【第2回会議】（現行）千葉市こどもプランの進捗管理・評価

12月頃 【第3回会議】（次期）千葉市こどもプラン（素案）の作成

令和 7年 1月頃 パブリックコメント手続の実施

3月頃 【第4回会議】（次期）千葉市こどもプラン策定

※今後、「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」、「青少年問題協議会」並びに「子ども・子育て会議」において審議を予定。

※【第1回会議】は、7月に「公立保育所の施設管理に関する基本方針の見直し」を予定

### (4) (現行) 千葉市こどもプランについて

#### ①趣旨

「子どもを産み育てたい、子どもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念とし、今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、引き続きすべての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するため策定

#### ②位置付け

次の4つの計画を一体的に策定し、「千葉市基本計画」を上位計画とする個別部門計画とし、「千葉市放課後こどもプラン」「千葉市学校教育推進計画」等関連計画と整合を図る。

#### ○市町村子ども・子育て支援事業計画（策定義務）

「子ども・子育て支援法」に基づき、地理的状況等を勘案して定めた区域ごとに、教育・保育の量の見込み、確保方策、実施時期等を定める。

（主に小学校就学前の子育て世帯が対象）

#### ○子ども・若者育成支援についての計画（策定努力義務）

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、国が示した子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して子ども・若者の育成支援について定める。

（概ね39歳までの子ども・若者が対象）

#### ○ひとり親家庭自立促進計画（策定任意）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための支援について定める。

（母子・父子等ひとり親世帯が対象）

#### ○子どもの参画推進計画（策定任意）

子どもの意見を市政やまちづくりに反映することにより千葉市が活性化すること、及び子どもが将来的には市政やまちづくりに積極的に参画する大人へと成長していくことを目指し、各種事業を計画に位置付ける。

（概ね小・中・高校生が対象）